

議案第 25 号

大野市病児デイケア事業実施要綱の一部改正について

令和 5 年 3 月 27 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

和泉保育園の小規模保育事業への移行等に伴い、対象児童を拡充するため

大野市教育委員会告示第 号

大野市病児デイケア事業実施要綱（令和3年教育委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象児童)</p> <p>第2条 事業の対象となる児童は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 保育を必要とする乳幼児のうち、医療機関による入院治療の必要はないが、病気治療中又は病気の回復期にあることにより、<u>次のアからエまでのいずれかの施設又は事業所</u>での集団保育が困難なもので、かつ、保護者の勤務の都合、疾病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により家庭で保育を行うことが困難な乳幼児</p> <p>ア <u>保育所、幼稚園又は認定こども園</u></p> <p>イ <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項に規定する地域型保育事業所</u></p>	<p>(対象児童)</p> <p>第2条 事業の対象となる児童は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 保育を必要とする乳幼児のうち、医療機関による入院治療の必要はないが、病気治療中又は病気の回復期にあることにより、<u>保育所、幼稚園又は認定こども園</u>での集団保育が困難なもので、かつ、保護者の勤務の都合、疾病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により家庭で保育を行うことが困難な乳幼児</p>

<p>ウ <u>学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する特別支援学校（法第76条第2項に規定する幼稚部に限る。）</u></p> <p>エ <u>認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定による届出がされたものに限る。）</u></p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、<u>小学校（法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部を含む。）</u>に就学している児童で、教育委員会が認めたもの</p>	<p>(2) 前号に掲げる者のほか、小学校に就学している児童で、教育委員会が認めたもの</p>
--	---

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。